

販売斡旋契約書

(FKEY セキュアパッケージ)

株式会社応用電子（以下、「甲」という。）は、受託者 ●セールスパートナー（法人）●（以下、「乙」という。）に、甲の定める商材（以下、「対象商材」という。）の購入の申込の媒介の業務等を委託する販売斡旋契約（以下、「本契約」という。）を以下のとおり締結する。

第1条（本契約の目的）

本契約は、甲が、乙に委託する対象商材の購入の申込の媒介の業務等について定める。

第2条（定義）

本契約において、次の用語は以下に示す意味を有するものとする。

- (1) 「セールスパートナー」とは、本契約に基づいて対象商材の購入の申込の媒介等の事務を甲から受託する者をいい、本契約では乙と同一である。
- (2) 「委託業務」とは、本契約第3条第1項にもとづき甲が乙に委託する業務をいう。
- (3) 「対象商材」とは、甲が別途定める商材をいう。
- (4) 「対象商材の購入」とは、対象商材購入希望者を発注者として締結される対象商材販売契約の締結をいう。
- (5) 「対象商材購入希望者」とは、対象商材の購入の申込を検討する者をいう。
- (6) 「購入代金」とは、対象商材の対価として対象商材購入者（発注者）が支払う代金をいう。
- (7) 「斡旋報酬」とは、本契約に基づく委託業務の対価として甲が乙に支払う報酬をいう。

第3条（委託業務の内容）

甲は、乙に対して、次の各号に掲げる業務を行うことを委託する。

- (1) 対象商材の購入希望者の調査・発見
 - (2) 対象商材の説明を行うこと
 - (3) 対象商材の購入申込の誘引を行うこと
 - (4) 対象商材の購入申込を媒介すること
- 2 乙は、委託業務を行うに際し、対象商材購入希望者に対して、甲が提供するカタログ等で説明を行うものとする。
- 3 第1項第4号の業務については、甲が別途定める様式の注文予約書に、対象商材購入希望者の記名押印、日付その他必要事項を記入したうえ、その注文予約書を乙が甲に対

して提出し、対象商材購入希望者が注文予約書に記載の期限内に購入発注することをもって実施されたものとする。

第4条（委託の範囲）

セールスパートナーは、甲を代理して対象商材購入希望者との間において対象商材の構築請負契約等を締結する代理権を有しない。

第5条（斡旋報酬）

甲は、乙の媒介によって対象商材購入希望者の対象商材購入が成立した後、対象商材購入者が購入代金を支払い、甲に入金があった場合に、乙に対して斡旋報酬を支払うものとする。ただし、第3条第3項に定める申込の日より、対象商材の購入による代金の入金か1か月以上経過している場合は、斡旋報酬の支払の対象とはならない。

2 斡旋報酬の金額、支払い条件等は、別途甲が定めるものとする。

第6条（変更の届出）

乙は、本契約の申込の際に甲に知らせた事項又は斡旋報酬の振込先として甲に知らせた銀行口座について変更があったときは、直ちにその旨及び変更の内容を甲に届け出るものとする。

2 甲は、前項の届出が甲に到達し、かつ、甲が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして斡旋報酬の支払その他の本契約に関する事務を行う。

3 前2項の規定は、合併により本契約にもとづくセールスパートナーの地位の承継があった場合に準用する。この場合には、本契約にもとづくセールスパートナーの地位を承継した者が、本条に定める変更の届出を行うものとする。

第7条（委託事務促進用ツール）

甲は、セールスパートナーの委託業務を促進するため、対象商材購入希望者が対象商材の購入の申込を行うためのツール、カタログ等（以下、「委託業務促進用ツール」という。）を提供することがある。

2 セールスパートナーは、委託業務促進用ツールを本契約にもとづく委託業務を行うためにのみ利用できるものとする。

3 第1項にもとづいて甲がセールスパートナーに対して行う委託業務促進用ツールの提供は、委託業務促進用ツールに関する甲または第三者の著作権をセールスパートナーに譲渡する旨の明示又は黙示の意思表示を意味するものではない。セールスパートナーは、甲が提供する委託業務促進用ツールを、前項に定める目的以外で利用することはできない。

第8条（セールスパートナーの地位の処分の禁止等）

乙は、本契約にもとづくセールスパートナーの地位、権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、又はこれを担保に供してはならない。

- 2 乙は、本契約にもとづいて成立した甲に対する債権を第三者に譲渡し、又はこれを担保に供してはならない。

第9条（善管注意義務）

乙は、善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

- 2 本契約にもとづく委託業務について、乙の作為または不作為により、甲あるいは対象商材購入者に損害が発生した場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

第10条（秘密保持の義務）

セールスパートナーは、甲より入手した資料で「社外秘」、「Confidential」等の表示があるもの、また口頭で秘密である旨明示された情報等については、これを秘密として管理し内容を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本契約の終了後も、これを適用する。

第11条（費用の負担）

委託業務を行うために必要な費用は、セールスパートナーがこれを負担するものとする。

第12条（商標の使用等）

セールスパートナーは、特に文書をもって明示的に許諾を与えた場合のほか、甲の有する有形の資産並びに商標権、商号権、特許権、著作権その他の無体財産権その他一切の無形の資産について、利用権その他の権利を有しないものとする。

- 2 前項に定める甲の資産をセールスパートナーが自ら使用し、又は第三者にこれを使用させた場合において、これによって甲に損害が生じたときは、セールスパートナーは、その損害を甲に賠償する責任を負うものとする。

第13条（存続期間及び更新）

本契約の存続期間は、2020年1月末日迄とする。

- 2 前項に定める存続期間の満了の日の1カ月前までにいずれかの当事者が相手方に対して更新の通知をしない限り、本契約は終了する。

第14条（解除）

甲及び乙は、将来に向かって随意に本契約を解除することができる。

- 2 前項の解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対して、本契約締結日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本契約において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (2) 暴力団関係企業
- (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
- (4) 前各号に準じるもの。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証する。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) 前各号に準じる行為。

3 甲及び乙は、相手方が前 2 項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本契約の解除を行うことができる。

4 甲及び乙は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとする。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできないものとする。

第 16 条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本国の法令とする。

第 17 条（裁判管轄）

本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除する。

第 18 条（紛争の解決のための努力）

本契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 31 年 3 月 ● 日

甲 東京都品川区西五反田 7 - 1 3 - 5
株式会社 応用電子
代表取締役社長 矢野 正博 印

乙 ●セールspartner住所●
●セールspartner名●
●セールspartner代表者役職氏名● 印